

足利市男女共同参画審議会委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、本市の男女共同参画行政に、より一層市民の意見を反映させるため、足利市男女共同参画審議会規則(平成16年足利市規則第3号)第2条第3項の規定に基づき、足利市男女共同参画審議会委員(以下「委員」という。)の一部を公募することについて、その取扱いを定め、適切で円滑な委員の選任を図ることを目的とする。

(応募資格及び募集定員)

第2条 委員の公募に係る応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 足利市内に在住している者(ただし、現職の国会議員、栃木県議会議員、足利市議会議員又は足利市職員である者を除く。)
- (2) 20歳以上70歳未満の者
- (3) 男女共同参画に関する研究及び活動について実績がある者又はこれに相当すると市長が認める者
- (4) その他市長が必要と認める事項に該当する者

2 委員の公募に係る募集定員は、3人以内とする。

(募集方法及び募集期間)

第3条 委員の公募に応募しようとする者は、次の書類を募集期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 足利市男女共同参画審議会委員応募申込書(別記様式)
- (2) 作文(題目及び字数については、市長が別に定める。)

2 前項の募集期間は、市長が別に定める。

(公募委員の選考)

第4条 前条の規定により応募した者の選考は、足利市男女共同参画審議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)が行う。

2 選考委員会は、前条の規定に基づき提出された書類により選考を行うものとする。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、選考委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、生活環境部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民生活課長の職にある者をもって充てる。

- 4 委員は、委員長の属する部等の総括主幹及びこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 5 選考委員会の庶務は、市民生活課共生社会推進室において処理する。

(細則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。